

SSI(底部泡注入法)設備の基準*

別記 16「浮き蓋付の屋外タンク貯蔵所の構造等基準」・2 ただし書き、並びに「既設屋外タンク貯蔵所の保有空地に対する危険物の規制に関する政令第 23 条の適用に伴う運用について（通知）」（令和 3 年 9 月 30 日付け 3 消規第 146 号）別添 1・第 2・4 に規定する接近困難タンクに設置すべき SSI(底部泡注入法)については、それらの基準によるほか、次によるものとする。

1 泡放出口の設置方法等

- (1) 泡放出口の設置高さは、タンク内の滞留水の最高水位及び加熱装置の設置高さ以上の高さに設置すること。
- (2) 泡放出口の構造は、泡を放出する場合の障害となるスラッジ等の異物が容易に入らない構造とすること。
- (3) 泡放出口の材質については、次の 4・(1)の例によること。

2 送泡口設置位置は、防油堤外等で当該タンクに安全確実に送泡できる位置とし、次のいずれかの要件に該当すること。

- (1) タンク火災時の輻射熱の影響を直接受けない位置(タンクから当該タンクの直径以上離れた位置等)とする。
- (2) タンク火災時の輻射熱の影響を防ぐ措置(防護壁の設置等)を講じたものとする。

3 送泡口の大きさは、SSI 用分岐集合管(クリスマスツリー)と結合可能であること。

4 送泡管の設置方法等

- (1) 材質は JIS G 3442、JIS G 3452 又は JIS G 3454 に適合するもの、若しくは、これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものを使用すること。
- (2) 送泡管のタンク直近部分には、仕切弁(以下「タンク元弁」という。)を設けること。
- (3) 上記(2)のタンク元弁は通常閉止した状態とし、送泡設備を使用するときには遠隔操作で開放できる構造とすること。具体的には、電気式、空気式、その他のガス圧式等により、自動的に弁を開閉できる装置を設けるとともに、その起動ボタンを送泡口設置場所に併設すること。なお、タンク元弁を自動的に開閉できる装置は、停電、供給空気の遮断等非常時にも操作ができるような措置を講じたものであること。

別記 16-2

- (4) 送泡管の送泡口付近には、逆止弁を設けること。
 - (5) 地震による震動等に耐えるため、可撓管等を使用すること。
- 5 危険物受入れ管を送泡管として兼用する場合は、前記 1 から 4・(1)から(3)までによるほか、次によること。
- (1) 分岐させた受入れ管及び付加した送泡管には、それぞれ開閉弁を設置すること。なお、開閉弁は、送泡口付近に設けること。
 - (2) 逆止弁は、開閉弁よりタンクに近い部分で送泡口からの危険物の漏えいを防止できる位置に設置すること。

6 標識等の設置

SSI 用送泡設備の送泡口及びタンク元弁開閉装置用起動ボタンの直近には、その旨の標識及び操作要領等に関する掲示板を設けること。